

令和 8 年度

生徒必携



岐阜県立飛驒神岡高等学校

〒506-1143 岐阜県飛驒市神岡町小萱 2 | 3 8 番地 2

TEL (0578) 82-1147

FAX <0578> 82-4865

<https://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/hidakami-hs/>



URL の QR コード

校章・校訓・校歌

校章



高原郷の神岡・上宝の町のマークを基に平仮名の「か」を図案化する。
 左上から下へは高原川の清流を、中央と右には北アルプスの峻峰を意味する。

校訓

友愛

創造

英知

飛驒神岡高等学校校歌

作詞 加藤 翠
 補作 校歌制定委員会
 作曲 倉野 昌三

J=108

このそらのこのそらのもと
 で きらめく もりのなか じゅうの つばさ
 はばたか せ みらい へのみちを さ
 が そ う すこしずつ みつけよう YU
 ME ゆめを

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------------------------|-----------------------|---------|-------|--------|-------|-------------------------|-----------------------|
| Y U M E | 少しずつ | 自分の道を | 希望の翼 | かがやく | 二、この星の | Y U M E | 少しずつ | 未来への道を | 自由の翼 | きらめく | 一、この空の |
| 夢を | かなえよう | さがそう | はばたかせ | 台地 <small>おか</small> の上 | 下 <small>もと</small> で | 夢を | みつけよう | さがそう | はばたかせ | 森林 <small>もり</small> の中 | 下 <small>もと</small> で |

学 則

(課程及び学科)

第1条 岐阜県立飛騨神岡高等学校(以下「本校」)は、全日制の課程、総合学科を設置する。入学定員は、岐阜県教育委員会の定めるところによる。修業年限は3年とする。

(学年、学期及び休業日)

第2条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日～9月30日まで 後期 10月1日～3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第4条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学年末及び学年初め

3月1日から4月30日までの間において校長が定める期間

(4) 夏季

7月1日から8月31日までの間において校長が定める期間

(5) 冬季

12月1日から1月31日までの間において校長が定める期間

(6) 前各号に定めるものの他、校長が特に休業を必要と認める日

2 教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(教育課程)

第5条 学習指導要領及び教育委員会の定めにより、本校の教育課程は、教科及び各教科以外の教育活動により編成し、その教科、科目及び単位数は別に定める。

(学習評価)

第6条 各学年の単位の認定は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(入学)

第7条 入学(編入学、転入学を含む)は、校長がこれを許可する。入学の時期は、校長が入学を許可した日とする。

(卒業)

第8条 生徒が本校所定の課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(転学)

第9条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保護者と連名で届け出て、承認を得なければならない。

(退学)

第10条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保護者と連名で届け出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第11条 外国の高等学校等へ留学しようとする者は、保護者と連名で届け出て、許可を受けなければならない。

(休学)

第12条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、所定の休学願いにより、保護者から校長に願い出なければならない。なお、病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(復学)

第13条 休学中の者が復学しようとするときは、所定の復学願いにより保護者から校長に願い出なければならない。なお病気による者については、医師の診断書を添えなければならない。

(表彰)

第14条 生徒が、他の生徒の模範となると認めるとき又は教育上必要があると認めるときは、これを褒賞することができる。

(懲罰)

第15条 校長は、教育上必要と認めた場合、生徒に対して懲戒として訓告、停学及び退学を行うことができる。

(入学金、授業料)

第16条 入学金、授業料の徴収については、岐阜県高等学校授業料徴収条例の定めるところによるとともに、指定した期間内に納めなければならない。

(寄宿舍)

第17条 本校に寄宿舍「青雲寮」を設置する。

第18条 寄宿舍に入舎又は退舎を希望する者は、保護者連署のうえ校長に願い出なければならない。

教務に関する規定

1 定期考査

(1) 学校が定期的に行う考査は、原則として次の通りとする。

- ・前期中間考査 6月初旬
- ・前期期末考査 9月下旬
- ・後期中間考査 12月初旬
- ・学年末考査 2月上旬(3年次生)
2月下旬(1・2年次生)

(2) 考査中に不正行為を行った者については、その科目の得点を0点とする。

(3) 正当な理由により、定期考査を受けなかった者については、本人・保護者の申し出(追考査願の提出)により、追考査を行うことができる。なお、追考査の得点は次のとおりとする。

- ・出席停止扱・忌引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・100%
- ・出席扱い(公欠)・・・・・・・・・・・・・・・・・・100%
- ・病気またはこれに準ずるとき・・・・・・・・・・80%

(4) 定期考査を無断又は正当の理由なく欠席した者の当該定期考査科目は0点とする。

2 評価

(1) 評価は評定(5段階)とする。3観点別評価を行うとともに、その評価をもとに評定による評価をする。

3 出欠席の取り扱い

(1) 各授業で、授業時間の3/5以上の出席がない場合は欠課とする。

(2) 欠席・遅刻・早退の連絡は、8時20分までに保護者がすぐーるで届ける。

(3) 「出席しなければならない日数」からの除外するのは次の場合とする。

- ア 学校保健法、感染症法等に基づいて行われた出席停止の場合。
- イ 就職試験・入学試験を終日受験する場合。
- ウ 忌引(父母7日 祖父母3日 兄弟姉妹3日 伯叔父母1日)

(4) 出席扱いとする欠課・欠席(公欠)

次の場合は出席扱いとし、欠席日数や欠課時数に加えないものとする。

- ア 対外試合などに参加する場合、校長が認めたとき。
- イ 就職試験・入学試験を受験する場合、校長が出席扱いにすると認めたとき。
- ウ その他、校長が認めたとき。

4 非常変災時の対応

(1) 午前6時に岐阜県全域または飛騨市に警報が発令されている場合、登校前に震度5弱の地震が発生した場合は、臨時休業とする。

(2) 生徒の居住する地域や通学する経路の地域に警報が発令されているが、飛騨市に警報が発令されていない場合も(1)に従う。この場合、当該生徒は公欠とする。

5 履修の認定

- (1) 学校の定める教科・科目、総合的な探究の時間、ホームルーム活動を受講し、欠課（授業の欠席）が標準時間時数（単位数×35）の3分の1を超えないこと。

6 単位修得の認定

- (1) 次の各項の条件を満たす生徒に対して、各科目の単位修得を認定する。
 - ア その科目の履修が認定されていること。
 - イ その科目の学年末評定が2以上であること。
 - ウ 総合的な探究の時間の学習の成果が目標に照らして満足できると認められること。

7 成績不振者に対する指導

- (1) 各定期考査において、30点未満の科目については、補充・課題・再考査等の指導を行うことがある。
- (2) 学年末で履修が認定されなかった科目については、本人・保護者の申し出（欠課補充指導願の提出）により、当該年度末までに補充などで欠課時間数等の不足を補うことがある。
- (3) 学年末で単位修得が認定されなかった科目については、本人・保護者の申し出（単位未修得科目指導願の提出）により、当該年度内に再考査などを行うことがある。
- (4) 当該年度において履修は認定されたが、修得が認定されなかった科目についての取り扱いは次のとおりとする。
 - ア 本人・保護者の申し出（単位未修得科目指導願の提出）があれば、修得が認定されなかった科目の追認指導は、当該年度の次年度の前期を限度として行うことがある。
 - イ 本人・保護者の申し出は、次年度前期始業式までとし、期日は担当者が指示する。
 - ウ 追認指導を受けない場合は、本人・保護者の申し出（単位未修得科目指導辞退届）により、これを承諾する。

8 卒業の要件

- (1) 本校を卒業するには次の条件を満たす必要がある。
 - ア 必履修科目の履修が全て認められていること。
 - イ 教科・科目の総修得単位数が74単位以上であること。
 - ウ ホームルーム活動の履修が認められること。
 - エ 特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められること。

9 系列・科目選択について

- (1) 教育課程の基準は、入学時に定めた教育課程表によるものとする。
- (2) 1年次から3年次の間に、必修科目・原則履修科目及び特別活動をすべて履修するものとし、選択科目については系列ごとの選択とする。
- (3) 系列選択は、1年次の7月に仮登録を行い、1月に本登録を行う。2年次以降での系列の変更は認めない。

生徒心得

高校生活を通じて、人格を磨き、自己を高めるように心がけること。そのために、学業に励み、真理の探究に努め、自己の生活の向上に努めると共に、集団の一員として次の心得を理解し守ること。

1 学 習

学習は高校生活の中で最も大切なことである。一人一人が毎日の授業を大切に、真剣に、意欲的に取り組むこと。

- (1) 自主的に学び、自己の学力を高めるため絶えず努力する。
- (2) 各教科とも、予習復習は大切です。特に基礎科目では予習復習に重点を置いて学習に取り組む。
- (3) 授業に集中する。

2 学校生活

(1) 礼儀

学校生活を充実した楽しいものにするために、礼儀は欠くことのできないものです。互いに他を尊重し合い、親しみ合う心で素直に接し、好ましい人間関係を作ること。

- ア 互いに人格を尊重し、充実した学校生活を送れるよう心がける。
- イ 学校の内外を問わず、先生、友人、学校訪問者と明るく、心のこもった挨拶を交わす。
- ウ 相手や場所に応じた礼儀正しい言葉遣いや行動ができるよう心がける。

(2) 風紀・規律

学校は一つの社会です。社会全体は秩序と規律によって成り立つものです。自己中心的な言動は慎み、全体の秩序を重んじて、明るく健全な学校生活を送ること。

- ア 教室やロッカーなどの整理整頓に心がけ、私物は放置しない。
- イ 不必要なものは学校へ持ってこない。
- ウ 携帯電話の使用は、就業時間 8:30～15:30（7限授業の生徒は7限終了時）まで禁止する。また、管理については個人の責任とする。
- エ 持ち物には記名し、特に貴重品は自己の責任で管理する。
- オ 友人間での交際は、互いの人格を尊重し、明朗で節度あるものにする。
- カ 次の場合は速やかに担任または生徒指導部へ届け出ること。
 - (ア) 金品を紛失したり、拾得したとき。
 - (イ) 暴力、たかり、脅しなどの被害を受けたとき。
 - (ウ) 施設、工具、ガラスなどを破損したとき。

(3) 保健

充実した学校生活を送るために、また、意欲的に学習に取り組むには、健康であることが大切です。そのために次のことに注意すること。

- ア 自己の健康管理に注意する。
- イ 校内で身体に異常を感じたとき、早く届け出て手当を受ける。
- ウ 校内および登下校中に不慮の災害にあった場合は、直ちに申し出る。
- エ 諸活動は危険防止に十分注意する。
- オ 欠席、遅刻する場合は、必ず保護者から学校へ連絡してもらう。遅刻した場合は遅刻カードを提出する。
- カ 学校を早退するときは、必ず担任に届け出て、早退カードを提出する。また、帰宅したら担任に電話で報告する。

(4) 通学

ア 交通規則、交通道徳を守り、事故などのないよう十分注意する。

イ 自転車通学は、次の規定に従い届け出する。

(ア) 「自転車通学届け」を提出する。

(イ) 必ず岐阜県防犯登録および自転車保険に加入する。

(ウ) 所定の自転車置き場に整頓して駐輪し、施錠する。

(エ) 安全のためヘルメットの着用を心がけ、常に車体の整備に注意する。

(オ) 雨天時は雨ガッパを着用する。

(カ) 交通ルールを厳守し、特に、自転車運転中は並進、傘さし、2人乗り、夜間無灯火、携帯電話等の使用、ヘッドホンを使用などはしない。

ウ オートバイ通学は認めない。

(5) 服装・頭髪・身だしなみ

服装や頭髪、身だしなみは、その人の人柄そのものを反映するものです。その時々をの流行を追ったり、華美に流されたりすることなく、高校生としての品位を保つこと。下記にある学校指定のどちらかの制服を着用すること。

ア Aタイプ制服（※ ベスト着用は自由、購入後の制服の改造は認めない。）

冬季 学校指定のブレザー、ベスト、スラックス、ワイシャツ（カッターシャツ）、ネクタイを着用。

夏季 学校指定のスラックス、ワイシャツ（カッターシャツ）を着用。

イ Bタイプ制服（※ ベスト着用は自由、購入後の制服の改造は認めない。）

冬季 学校指定のブレザー、ベスト、スカート、ブラウス（カッターシャツ）、リボンタイまたは、ネクタイを着用。

夏季 学校指定のスカート、ブラウス（カッターシャツ）を着用。

*Bタイプ用スラックスの着用も認める。

ウ 頭髪

カール、ウェーブ、パーマ、変色は禁止する。奇抜にならない、常に清潔な髪形を心がける。

エ 靴下

制服にふさわしい華美でないものを使用する。ストッキングおよびタイツは、華美でない無地のものを使用する。

オ 通学用靴

革靴または運動靴とする。雨天・降雪時は雨靴、長靴等を使用してよい。

カ 防寒具

防寒具（コート、マフラー、手袋等）は、流行に左右されない制服に合ったものであること。上着（ブレザー）の中に着るものは、胸元のVラインを崩さず、華美でない制服に近い色（黒、紺、グレー、白）に準ずるものとする。

キ 鞆

バッグ、スポーツバッグ、ディバッグ類を利用する。ハンドバッグ類は禁止。

ク 上履き

学校指定のスリッパを使用する。

ケ その他

化粧（色付きリップ含む）、マニキュア、アクセサリ（髪飾り、指輪、イヤリング、ピアスなど）の着用は禁止する。

3 禁止行為および許可・届け出事項

(1) 下記の行為を行ってはいけない。

- ア 公共物の破損。
- イ 飲酒、喫煙およびその物品の所持。
- ウ 薬物等の使用および所持。
- エ 暴力、脅迫、窃盗、いじめ、その他反社会的行為。
- オ パチンコ店、麻雀荘、その他法律等で18歳未満の者が立ち入りを禁止されている場所への出入り。
- カ 試験中及び試験後の不正行為。
- キ 有害な物件、有害図書等の所持または使用。
- ク 生徒間における物品の売買。
- ケ パソコンや携帯電話での有害サイトへのアクセスや誹謗中傷。
- コ 校内外の火気を使用すること。

(2) 次の場合は所定の届けまたは願いを提出し指導を受ける。

- ア 自転車通学をするとき。 (自転車通学届)
- イ 下宿をするとき。 (下宿届)
- ウ やむを得ず正規の服装ができないとき。 (異装願)
- エ アルバイトをするとき。 (アルバイト届)
- オ 掲示物を校内に貼るとき。 (特別活動部の許可を受ける。)
- カ 運転免許を取得しようとするとき。 (自動車学校入校願)
- キ 授業外で校外に出る必要があるとき。
- ク 署名を集めたり、寄付行為をするとき。
- ケ 個人、グループで印刷物を発行したり配布するとき。

4 アルバイト

高校生活の中心は学業であるが、アルバイトを希望する場合は、保護者の責任のもと下記の条件の範囲内で認める。

(1) 長期休業期間、自由登校期間(3年生)、土・日・祝祭日のみ認める。

ただし、考査期間及び考査1週間前、1年生の夏季休業までの期間は認めない。

また、長期休業期間は、その日数の半数以下とする。

(2) アルバイトを希望する生徒は、事前に相談の上「アルバイト届」を提出する。「アルバイト届」には保護者の同意、担任・部顧問の承認、雇用主の確認を必要とする。

(3) 成績不振および学校生活に問題や支障がある場合は、原則としてアルバイトは認めない。

(4) 次のアルバイトは禁止する。

- ア 午後8時以降、午前6時以前の業務。宿泊を伴う業務。
- イ 風俗営業など法律等で18歳未満の者の従事が禁止されている業務。
- ウ 二輪車、四輪車を使用する業務。
- エ その他学校長が好ましくないと判断した業務。

(5) 特別な事情により上記の範囲外で希望する場合は、保護者の申し出により協議し学校長が特別に許可する。

5 自動車免許取得

普通自動車免許取得の為、自動車学校へ通学を希望する場合は、次の規定に基づき通学を許可する。

- (1) 就職内定者は、11月初旬から通学を認める。
- (2) 進学内定者は冬季休業明けの通学を認める。

6 生徒心得の改正又は廃止の手続き

以下の手続きにより生徒心得を改正又は廃止することができる。

- (1) 生徒会は、生徒の意見を集約し、学校長に対し、生徒心得の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 学校長は前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 学校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

平成31年3月13日見直しにより改正
令和元年5月27日見直しにより改正
令和元年12月18日見直しにより改正
令和2年11月25日見直しにより改正
令和4年3月14日見直しにより改正
令和5年1月23日見直しにより改正
令和8年3月12日見直しにより改正

平成31年4月8日より施行する
令和元年5月27日より施行する
令和2年1月7日より施行する
令和2年11月30日より施行する
令和4年4月1日より施行する
令和5年1月23日より施行する
令和8年4月1日より施行する。